

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 26 年度第 1 四半期）
デリバティブ関係（為替系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	24 年度(あ)第 801 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外製の商品を外貨建てで輸入し、国内外において円建て又は外貨建てで販売している。 ・当社に外貨実需はあったものの、外貨建てで販売する取引も存在し、外貨の受取も相当程度あり、外貨余剰の状態であったこと、ほとんどの取引において仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が外貨建てで商品を仕入れ、販売しているという商流及び外貨実需額を確認した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に外貨建てで販売する取引が存在していたこと及び為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことを把握していなかった。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年4月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	25 年度(あ)第 99 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材の大部分を国内の会社から円建てで仕入れ、国内外で販売を行っているが、仕入価格は為替相場の影響を受けていなかった。 ・当社には、極めて少額ではあるが外貨建てでの輸入があり、外貨実需は存在していたものの、輸出取引も行っており、外貨の入金が輸入に係る支払を超えていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れており、仕入価格が為替相場の変動の影響を受けていることを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→特別調停案の提示→あっせん不調(相手方銀行が特別調停案不受諾)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年9月 12 日、同年 11 月 11 日及び平成 26 年1月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流は国内の会社から円建てで商材を仕入れる取引の比重が大きいといえるため、その仕入価格と為替相場との相関性等について慎重に検証を行う必要があったと考えられるが、この点B銀行が行った為替リスクヘッジニーズの検証は十分であったとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・当該あっせん案についてA社は受諾したが、B銀行は不受諾の回答の意思を表明したため、A社とB銀行に対して特別調停案を提示した。 ・その後、A社は特別調停案を受諾したが、B銀行が本件に係る訴訟を提起し、特別調停案を受諾しなかったことから、平成 26 年5月 22 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	25年度(あ)第152号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売していた。外貨実需はあったものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には本件契約を締結するほどのヘッジニーズはなかった。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断りきれず、本件契約の締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年1月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年4月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第153号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで

	<p>販売していた。外貨実需はあったものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には本件契約を締結するほどのヘッジニーズはなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断りきれず、本件契約の締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年1月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年4月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第154号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売していた。外貨実需はあったものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には本件契約を締結するほど為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断りきれず、本件契約の締結に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年1月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年5月 24 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第156号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売していた。外貨実需はあったものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断りきれず、本件契約の締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年1月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年5月8日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	25年度(あ)第160号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品を海外から外貨建て、又は国内の商社を通じて円建てで仕入れているが、国内の商社からの仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかった。 ・外貨建ての仕入については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在するものの、当社と他の金融機関との間で既に締結していた為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を確認した上で、本件契約を提案した。 ・当行は、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年1月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 26 年4月4日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------

事案番号	25年度(あ)第177号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していた。外貨実需はあったものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・本件契約による為替差損が、当社の事業に相当な負担を課している。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年1月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年4月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第182号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材の大半を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年2月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年5月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第187号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部の商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあったものの、輸入仕入における粗利率が高く、仕入価格に係る為替相場変動の影響を吸収することが可能であったため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額並びに将来見込まれる外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、本件契約締結に先立ち、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年2月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年4月 23 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	25年度(あ)第195号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行との付き合いもあり、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年3月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年4月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第198号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、為替リスクの一部は仕入先が負っていたため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社が既に他の金融機関との間で締結していた為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、適正なヘッジ比率となることを確認した上で、本件契約の締結に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年3月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の把握及びヘッジ比率の検証が十分になされたか疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年6月5日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>25年度(あ)第205号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容や円高時のリスクについて、十分な説明を受けていない。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の業況等を勘案し、財務耐久性に問題がないものと判断した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年4月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 26 年4月 28 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第206号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需はなく、当該商材の仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けていないことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、商材の仕入単価の動向に係る資料をB銀行に毎年提出していたが、為替相場との関係を示す資料ではなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性について、A社から提出を受けた資料により確認している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年5月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第210号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は海外から外貨建てで商品を仕入れ、国内において販売しているため、一定の外貨実需があったが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に一定程度転嫁することが可能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行から融資を受けていたことから、勧誘を断りきれず、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が他の金融機関との間で締結している為替デリバティブ取引の取引額について聴取していたものの、客観的資料を確認していないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年3月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年5月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第215号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、外貨実需は存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、本件契約の内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を外貨建てで輸入していること及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握について、専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による確認を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年3月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、申立人の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年5月 30 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第218号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に国内で商材を製造し、国内において円建てで販売している。当社には一部外貨建ての取引があり、一定の外貨実需があったものの、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、円高時のリスク及び解約清算金等について説明を受けておらず、勧められるがまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年3月

	<p>27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成26年6月26日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	25年度(あ)第229号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を国内商社から円建てで仕入れ、国内において販売している。商社から仕入れる商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けており、その影響を販売価格に転嫁することは困難であった。 ・しかし、当社の取引において、外貨建ての決済は行っておらず、為替リスクヘッジを行うまでもないと考えていたが、相手方から執拗な勧誘を受け、仕入価格の安定に資するかもしれないと思い、本件契約を締結するに至った。 ・当社は、本件契約以前に為替デリバティブ取引の経験はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等については十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、為替デリバティブ取引の経験がなかったA社に対し、契約期間が長期に亘る本件契約を提案したことが、必ずしも適切なものであったとまでは言えないことは認める。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年4月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の契約期間は長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。・平成 26 年6月 16 日付けで和解契約書を締結した。 |
|--|--|

以 上